大 狭 市 相 発 第 1 号
平成31年(2019年) 1 月 7 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会
会 長　山 﨑　弦 一 様
連合大阪河内地域協議会
議 長　西 城　敏 幸 様
連合大阪南河内地区協議会
議 長　鳥 井　一 雄 様

大阪狭山市長　古川　照人

2019(平成31)年度 政策・制度予算に対する要請について（回答）

標記の要請について、下記のとおり回答します。

記

（要望）

雇用・労働・ＷＬＢ施策

(1) 就労支援施策の強化について

＜継続＞

①地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績をもとに、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考にして、事業の強化を図ること。

さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築すること。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めていくこと。

【農政商工グループ】

地域就労支援事業について、本市の事業実績・効果の検証と他市の好事例等の調査・研究を行うとともに、近隣自治体や大阪府、大阪労働局等と連携し、就職困難者等に対する支援施策・事業の充実を図ります。また、南河内６市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」で実施する事業で、求人求職フェア等を実施しているほか、「地域若者サポ

ートステーション事業」を活用し、市役所内で相談事業を実施しています。今後は、地域労働ネットワークの活用や支援団体等との協力を進め、支援体制の強化を図ります。

＜新規＞

②障がい者雇用施策の充実について

2017年6月現在で、大阪府内の民間企業における障がい者の実雇用率は1.92%と全国平均の1.97%を下回っているとともに、法定雇用率達成企業割合も45.5%と全国平均50.0%を下回っている。そこで早急に全国平均水準に達するよう、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを推進すること。

また、精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。さらに、障がい者雇用の重要性が社会により広く認識されるためにも、大阪府が「障がい者雇用日本一」を掲げていることから、各自治体でも身体・知的・精神の三障がいのすべてを対象にした正規雇用を実施すること。実施にあたっては、障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法の趣旨に沿った、設備面での充実や業務に対する合理的配慮を行うとともに、職場定着のための相談体制の整備、ジョブサポーターの配置などを行うこと。

【人事グループ】

本年6月1日現在における本市の障がい者雇用率は、市長部局で法定雇用率2.5%に対し2.8%、教育委員会事務局で法定雇用率2.4%に対し2.67%といずれも法定雇用率を上回っている状況です。

また、「障がいを理由とする差別を解消するための職員対応要領」を策定し、設備面における必要かつ合理的な配慮を行うとともに、相談体制を整備しているところです。

今後も、障がい者雇用率を充足できるよう、採用試験を計画的に実施するとともに、障がいをもつ職員が継続して働き続けることができる環境整備の構築に向け、必要な措置を講じていきます。

【福祉グループ】

本市では、障がい者の経済的自立に向けた就労環境の推進は重要なことと位置づけ、計画相談支援の活用を積極的に推進し、就労移行支援事業・就労継続支援事業・就労定着支援等の福祉サービスの効果的な活用につなげています。また、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所を2カ所設置し、ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携しながら雇用を促進するなど、障がい者の就業の拡大に努めています。

【農政商工グループ】

障がい者の就労支援について、地域就労支援センターにおいて、希望者に就職困難者

等の方々の人材養成やマッチング事業等を実施し、雇用・就労の実現を支援するC-STEP事業への推薦を実施しています。今後は、関連部署と協力し、より充実した障がい者就労支援の体制強化を図ります。

＜補強＞

③女性の活躍推進と就業支援について（★）

女性活躍推進法に基づく、女性の積極的な登用・評価を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を点検すること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実を図ること。さらに、妊娠・出産や子育て・介護など希望するライフスタイルで、仕事と家庭を両立させながら自分らしく働くことができるよう相談体制の強化や支援を行うこと。

また、事業所が女性の積極的な採用や女性の働きやすい環境を整えられるよう、事業所に対して、人材確保のための啓発や働きかけを行うこと。

【人事グループ】

平成28年3月に策定した「大阪狭山市特定事業主行動計画」において、課長級以上の管理職の女性職員の割合を平成32年度（2020年度）に15%にするという目標を設定し、女性職員の管理職への登用に積極的に取り組んでおり、同計画の実施状況の公表及び点検を毎年実施しているところです。

また、今年度から、子育て世代を中心とした職員によるワーキングを開催することで、仕事と家庭の両立に向けて、職場全体の意識改善につながる施策の検討を行っていきます。

【農政商工グループ】

南河内6市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」で実施する事業で、女性の就業に向けたセミナー等を実施しています。今後も、大阪府やその他の自治体等の就業支援施策についても情報収集し、広く周知していきます。

＜継続＞

(2)働き方改革関連法など労働法制の周知・徹底について

働き方改革関連法が2019年4月から施行されることから、その内容を、労働者、企業、経済団体等に十分に周知・徹底を行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、長時間労働の強要、残業代カット、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。

【農政商工グループ】
南河内６市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」において、大阪府総合労働事務所とともに労働に関する法制度を周知するセミナーを実施しています。今後も府や本市商工会などと連携し、情報収集し、中小企業への周知に努めます。また社会保険労務士による労働相談を実施し、労働者からの相談を受ける体制を構築しています。今後も引き続き、労働者からの相談に対応できる体制を維持し、労働相談の充実に努めます。

＜継続＞

(3)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業で「若者の雇用安定」「女性の活躍推進」「ＵＩＪターン」などを推進されるが、事業の情報発信力を高め、特に魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。

また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

【農政商工グループ】
地方創生交付金事業を活用する事業は実施しませんが、南河内６市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」で実施する事業で、女性・若者を対象としたセミナーを事業の中で実施しています。今後も、市内の魅力ある企業について調査・研究を行い、情報提供に努めます。

＜継続＞

(4)産業政策と一体となった基幹人材の育成について

大阪の基幹産業である「ものづくり」の人材育成と確保に向けて、中小企業や教育訓練機関に対して、若年技能者への実技指導や講師派遣を幅広く行い、効果的な技能の継承と後継者育成を行うこと。

また、製造・運輸・建設分野で人手不足が早期に解消されるよう、就業促進を図ること。

【農政商工グループ】
「ものづくり」の人材育成に必要な施策や実施方法について、大阪府や近隣自治体等の好事例について、調査・研究を行っていきます。

＜継続＞

(5)ワーク・ライフ・バランス社会の実現について

＜継続＞

①男女共同参画社会をめざした取り組み

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむ

けて、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。

また、大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」「男女いきいきプラス事業者認証制度」「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

【人事グループ】

本市においては、地方公務員の育児休業等に関する法律その他関係法令の改正に伴い、職員の育児休業等に関する条例を改正し、法令に準拠した働きやすい環境整備に向けて取り組んでいます。

引き続き、上記取り組みにあわせて、年次有給休暇の取得促進や時間外勤務の縮減にかかる全庁的な意識啓発を行うなど、職員のワーク・ライフ・バランスの向上に努めていきます。

【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局等が実施する使用者を対象としたセミナーについての情報を、広報誌やホームページを活用し、提供します。

また南河内６市町村で構成する「雇用促進広域連携協議会」で実施する事業において、女性のための労働相談コーナーや、就労セミナーを設けています。

＜継続＞

②治療と職業生活の両立に向けて

改正がん対策基本法にも盛り込まれた通り、がんを始めとする病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮をしなければならない。会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

【人事グループ】

がんを始めとする病気の早期発見・早期治療に向けて、人間ドックの受診勧奨を行ってます。

また、長期で病気休暇を取得した職員が復職する際には、職員の健康状態を把握したうえで、就業に必要な措置を講じるとともに、主治医との面談を通じて、復帰に際して配慮すべき事項を確認するなど、職員の円滑な職場復帰に向けた支援を行っています。

今後も、産業医とも連携をとりながら、治療と職業生活の両立支援のための環境整備に努めていきます。

【農政商工グループ】

大阪府や大阪労働局、商工会などと連携し、使用者を対象としたセミナーの周知や、トライアングル型サポート体制や働き方改革実行計画について、広報誌やホームページ

を活用し情報提供、啓発を行います。

2.経済・産業・中小企業施策

(1)中小企業・地場産業の支援について

＜継続＞

①ものづくり産業の育成強化について

MOBIO（ものづくりビジネスセンター大阪）と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、さまざまなものづくり現場で改善指導できるインストラクターなどを養成し、積極的に中小企業への派遣を行うこと。

また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

【農政商工グループ】

国や大阪府の中小企業施策の積極的な活用を図るとともに、大阪府や商工会との連携を強化し、経営相談や経営指導、商工業者の育成など、中小企業に対する経営支援策の充実を図ります。また、大阪府や関係機関と連携し、情報の収集・発信に努めます。

＜継続＞

②中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。

また、融資姿勢を、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性重視に変革し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【農政商工グループ】

中小企業への支援策として、大阪府制度融資を利用している事業者に対し、利子補給金及び信用保証料の補給制度を引き続き実施するとともに、中小企業庁によるセーフティネット保証制度や日本政策金融公庫の融資制度の案内、起業・創業する者に有効な融資等の啓発を商工会等と連携し、適切に行っていきます。

＜継続＞

③非常時における事業継続計画（BCP）について

2018 年 6 月に発生した大阪北部地震でも明らかになったが、事業継続計画（BCP）は、中小企業への普及率が依然低い状況にある。そこで、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。

また、企業の防災対策を入札における加点要素に加えるなど、BCP 制定のインセンティブ制度を導入すること。

【農政商工グループ】
事業継続計画（BCP）の策定・運用について、商工会や関係機関と連携しながら、広報誌等を通じ、中小企業への周知を図ります。また、制度導入に向けた調査・研究を行います。

＜継続＞

(2)下請取引適正化の推進について（★）

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。

【法務・契約グループ】
下請取引の適正化に向け、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法を遵守するよう努めていきます。
また、建設工事の契約時において、下請契約を締結するすべての元請業者に対し、施工体制台帳の写しの提出により下請状況の確認を行っています。加えて、中小企業庁が策定された「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（平成１９年６月策定）及び国土交通省から通知された「一括下請負の禁止について」（平成２８年１０月１４日付け国土建第２７６号）についても引き続き遵守します。
受注事業者には、今後も中小企業の公正取引の確立に向けて、下請２法等の遵守を契約締結時に口頭又は書面にて周知及び指導を行います。

＜継続＞

(3)総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について（★）

＊〔総合評価入札制度　導入済：河内長野市、東大阪市、富田林市、柏原市、八尾市〕

公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

＊〔総合評価入札制度　未導入の自治体〕

総合評価入札制度の導入が、府内 20 市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。

また、公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【法務・契約グループ】
総合評価入札制度の導入については、市の執務体制の充実を含め調査・研究を行います。
公契約条例については、１つの地方公共団体だけで取り組めるものではなく、国全体の施策として実施しなければ効果が出ないものであり、また、地方公共団体が条例の制定により法定の最低賃金を上回る支払い義務を課すなど、発注者の優位性をもって労働条件に介入することは問題とする指摘もあることから、労働関係法との適用関係に矛盾が生じることのない公契約法の制定について、今後とも国に要望します。

＜新規＞
(4)外国人労働者の雇用施策について
国際化の進展や労働力人口の減少にともない、外国人労働者への企業ニーズが高まりつつあります。しかし、外国人労働者をめぐっては様々な課題があり、受け入れに当たっては法的なルールや制度、労務管理上の留意点などの知識や理解が必要です。外国人雇用を必要とする事業所への支援を行うとともに、ともにお互いを尊重しあいながら働ける職場環境づくりのあり方について、方向を示すこと。

【農政商工グループ】
外国人労働者の雇用施策に関する情報収集に努め、商工会等と連携し、外国人雇用を必要とする事業所への支援について研究し、広報誌やホームページを活用し外国人労働者の受け入れ・労務管理について情報提供、啓発を行います。

３．福祉・医療・子育て支援施策

＜継続＞
(1)地域包括ケアシステムの実現に向けて（★）
地域包括ケアシステムの構築に向けて、その実現のために必要となる地域での介護拠点の整備や 24 時間対応の在宅サービスを含めた介護サービスの充実、在宅医療や訪問看護、リハビリテーションの充実と連携などを着実に前進させること。
また、地域包括ケアシステムの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアシステムに関する情報を適切に周知すること。

【高齢介護グループ】

団塊の世代が７５歳を迎える２０２５年度までに、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の各サービスが必要な人に行き届く地域包括ケアシステムの構築に向け、地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関と連携・協力しながら進めていきます。

また、大阪狭山市高齢者福祉計画及び第７期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの提供体制の充実に努めます。

＜補強＞

(2)予防医療の促進について

平成 30(2018)度からの 6 年計画で策定された大阪府の「健康づくり関連 4 計画」に基づき、大阪府や医療保険者などの関係者と連携し、年度ごとの進捗管理を徹底させた取り組みを推進すること。特に、生活習慣の改善のための情報発信、生活習慣病やがんなどの早期発見につながる健診の受診率の向上などについては、保健医療関係団体などとも連携し具体的な効果・成果が見込める施策を検討・実施すること。

【健康推進グループ】

本市では、健康寿命の延伸をめざし、健康大阪さやま２１（第２次計画）（平成 27 年 3 月策定）に基づいて計画を推進するとともに、進捗管理も年度ごとに行っています。疾病の早期発見と早期治療を推進するため、がん検診の受診や、糖尿病や高血圧等の生活習慣病の予防とその重症化の予防についても、市民への周知と啓発を行い、関係機関と連携しながら、市民の主体的な取組みを推進しています。

＜補強＞

(3)介護労働者の処遇改善と人材確保にむけて

介護人材の確保・定着のために、大阪府が取りまとめた「大阪府介護・福祉人材確保戦略」にもとづき、市町村においても取り組みを着実に実行すること。特に、介護労働の重要性・必要性を鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、非正規労働者も含めた介護労働者の処遇改善を実施すること。

また、介護現場で課題となっている職業病対策として、介護ロボットをはじめとする福祉機器の導入を推進し、労働環境の改善によって、介護労働者の職場定着をはかること。

【高齢介護グループ】

介護職員の賃金改善、資質向上及び職場環境の改善を図るため、処遇改善加算が拡充されるよう、引き続き、国や府に対し要望します。

市においても、介護人材等の確保対策が適切に実施できるよう、大阪府等と連携を図

りながら南河内地域介護人材確保連絡会議に参画し、「介護職員の育成・定着」にむけた支援を行っています。

また、府の地域医療介護総合確保基金を活用し、介護従事者の負担軽減等、現場の労働環境の改善を図るために、介護ロボット等の導入を支援します。

＜継続＞

(4)障がい者への虐待防止

障がい者への虐待事例は、全国と比較しても大阪での発生件数は多い。障害者虐待防止法の趣旨に基づき、虐待を受けた障がい者の緊急避難施設の確保を行うとともに、虐待事例ごとに適切な対応を行い、再発防止の取り組みを行うこと。特に、養護者に対する支援策を充実させることや、障がい者福祉施設の役職員に対する指導・研修を強化し、虐待の未然防止の取り組みを徹底すること。

【福祉グループ】

本市では、障害者虐待防止法施行以降、市健康福祉部福祉グループ内に障がい者虐待防止センターを設置しており、引き続き、大阪府をはじめ、相談支援事業所やその他関係機関と連携を図りながら、虐待の予防や早期発見に努めるとともに、緊急避難場所の確保などによる障がい者の支援及び養護者に対する支援を行っています。

また、障がい者施設をはじめとする福祉施設の職員に対して、大阪府等が実施する虐待防止に関する研修への参加要請を行います。

＜新規＞

(5)アルコール健康障害対策について

アルコール依存症は本人の健康問題にとどまらず、飲酒運転や虐待、家庭内暴力、自殺など、家族への影響が大きく重大な社会問題が生じる要因となっている。国では2013年にアルコール健康障害対策基本法を制定し、2016年には推進基本計画を策定してアルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止を図り、あわせて健康障害を有する者等に支援の充実を図ろうとしている。アルコール健康障害対策は理念だけでなくそれを実効あるものにするためには、自助組織などの民間団体、医療機関、行政が連携して予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援が必要であり、地方自治体は国と連携してその対策を総合的かつ計画的に推進すること。

また、2018年にはギャンブル等依存症対策基本法が制定されたが、ギャンブル依存症や薬物依存症についても、行政がその問題に取り組む社会的意義は大きく、アルコール依存症とともにその対策を総合的に推進すること。

【健康推進グループ】

本市では、健康大阪さやま２１（第２次計画）（平成 27 年 3 月策定）に基づき、アルコール依存症と生活習慣病の予防の観点から「適正な飲酒」について、啓発を行っています。また、ギャンブル依存症につきましては、アルコール依存症と併せて対策の推進を大阪府に要望しています。

(6)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて

＜補強＞

①待機児童の解消をめざした保育所設置促進

「子育て安心プラン」にもとづき、待機児童を解消していくためにも、保育所の認可について適切な審査・手続きの元、速やかに認可をし、大阪府との十分な連携のもと保育所の整備を進めること。その際には、各自治体での住宅施策との連携など、人口移動予測なども踏まえた整備を行うこと。

また、企業主導型保育事業をさらに推進するとともに、民間の保育施設などへの新たな運営補助を実施するなど、必要な財源を確保し、待機児童の解消につながるさまざまな取り組みを行うこと。

【保育・教育グループ】

就学前児童数の推移を踏まえて平成２７年３月に策定した子ども・子育て支援事業計画の中間見直しを行い、平成３１年４月には市立幼稚園の廃園後に整備する幼保連携型認定こども園の開園により、受入れ定員の拡大を図ります。

今後も人口移動予測などと合わせ、第２期計画の策定のために実施するニーズ調査において、保育ニーズの正確な把握に努め、待機児童を出さない取り組みを進めていきます。

＜新規＞

②保育士の確保と処遇改善

子どもが心身ともに健やかに成長するための保育の質の確保のため、保育士の労働条件と職場環境の改善、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。

また、保育士確保のための処遇改善が重要であることを保育所設置者に周知し、処遇改善等加算を申請するよう理解を促すこと。

【保育・教育グループ】

保育士の負担軽減につながる国の補助制度等の活用を検討していきます。また、現在、市主催の研修に民間の施設にも参加を呼びかけ、研修の機会を設けていますが、更なる研修の充実を図り、保育の質の確保に努めていきます。

なお、処遇改善等加算については、園長会を通じて周知しており、本市ではすべての

民間施設が申請し、認定されています。

＜継続＞

③病児・病後児保育などの充実

病児・病後児保育体制の整備に加え、乳児保育、延長保育、夜間保育、休日保育などの拡充に向けて、必要な財源を確保すること。

【保育・教育グループ】

病児保育については、小児科医の協力が必要となりますので、医師会とも相談しながら検討していきます。

なお、乳児保育や延長保育などについては、需要に見合った実施体制であり、夜間保育については延長保育の利用状況なども見ながら実施の要否を検討していきます。

＜補強＞

(7)子どもの貧困対策について

＊〔「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」申請済：八尾市、松原市、羽曳野市、富田林市〕

大阪府が実施した子どもの生活に関する実態調査の結果をふまえ、市町村においても全庁的な子どもの貧困対策に取り組むこと。特に、子どもの居場所作りの観点から、学校現場と地域との連携が図られるよう、スクールソーシャルワーカーの適切な配置と各自治体の福祉関連部局との連携などの取り組みを強化すること。

＊〔上記以外の自治体〕

大阪府が実施した子どもの生活に関する実態調査の結果をふまえ、市町村においても大阪府の「子どもの貧困緊急対策事業費補助金」を活用し、全庁的な子どもの貧困対策に取り組むこと。特に、子どもの居場所作りの観点から、学校現場と地域との連携が図られるよう、スクールソーシャルワーカーの適切な配置と各自治体の福祉関連部局との連携などの取り組みを強化すること。

【学校教育グループ】

「子どもの貧困緊急対策事業費」大阪狭山市は平成30年度申請済。

本市では、平成28年度に子どもの生活実態調査「大阪狭山市　子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。その調査結果や毎年の全国学力・学習状況調査の質問紙調査の結果から、児童生徒の生活実態を分析し、取組みの工夫改善に努めています。

スクールソーシャルワーカーについては、府費による配置のほかに3名のスクールソーシャルワーカーを市費で各中学校区ごとに配置し、児童生徒や保護者、教職員の相談に適宜対応できるようにしています。今後も学校や教育委員会、社会福祉協議会等との連携をさらに進めていきたいと考えています。

＜新規＞

(8)子どもの虐待防止対策について（★）

年々増加する深刻な児童虐待事案に迅速・適切に対処するため、自治体での相談窓口となる子育て支援担当部局の人員・予算を拡充して体制整備を行い、その機能を強化すること。特に大阪府子ども家庭センターや、各自治体の児童相談所や担当部局間での情報共有の徹底や、医療機関や警察との連携も行ったうえで、児童虐待への早期対処と防止に努めること。

【子育て支援グループ】

本市の要保護児童対策地域協議会において、富田林子ども家庭センターや黒山警察、医療機関等関係機関とのネットワークを構築し研修会の開催や各部会の会議を通じて、情報共有や連携に努めています。今後も、体制強化に努め、児童虐待の早期対処と防止を図っていきます。

＜新規＞

(9)里親制度の啓発・普及について

虐待などにより家庭で育てられず、乳児院・児童養護施設、里親などで社会的養護が必要な子どもは、大阪府で約 1500 人。しかし、ファミリーホームも含めた里親への委託率は 11.3%（平成 30 年 3 月）であり、全国平均を下回っている。国も里親委託率を上げる方針だが、家庭的なぬくもりのなかで子どもを健やかに育てるために、里親制度についての周知と啓発を行い、普及の手だてを講じること。

【子育て支援グループ】

里親制度の普及については、年間を通じて、啓発に努めています。大阪府や関係機関と協力し、強化週間として市役所に特設コーナーを設け来庁者に PR も行っています。今後も制度の普及啓発に努めていきます。

4．教育・人権・行財政改革施策

＜補強＞

(1)指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。

また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。さらに教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

【学校教育グループ】

少人数学級編制については、指導者が子どもたち一人ひとりにより深く寄り添い、学力向上や豊かな人格形成に向けた取り組みを行っていくために大切であると考えています。

本市では、「さやまっ子ティーチャー」や理科支援員、体育指導支援員による授業中の学習支援、学習支援チューターによる放課後の学習支援等を実施しています。

定数改善については、今後とも大阪府に要望するとともに、機会をとらえて国に働きかけます。

教職員の長時間労働を是正するために、学校閉庁日の設定や定時退勤日の実施、ノークラブデー等の教員の働き方改革の取組みを進めていきます。

＜継続＞

(2)奨学金制度の改善について（★）

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、大阪府に対しても奨学金返済支援制度を創設を求めること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度導入等も検討すること。

【学校教育グループ】

経済的に就学が困難な学生が安心して学校に通うことができるようにすることは、非常に大切なことであるととらえており、市長会等を通じ国に要望します。また、大阪府にも機会をとらえて要望します。

なお、市では教育の機会均等を目的とした「大阪狭山市育英金」の貸付制度を設けています。高等学校、高等専門学校、専修学校の高等課程へ進学を希望し、又は在学し、経済的な理由のために就学が困難な者を対象に、在学する高等学校等の最短就業年限の卒業期まで、月額最大12,000円の育英金を収入額に関わらず無利子で貸与し、延滞金も設けていません。また、返済猶予についても制度を設けて実施しています。

市では、今後もこの制度を継続したいと考えています。

(3)人権侵害等に関する取り組み強化について

＜継続＞

①女性に対する暴力の根絶

配偶者偶者暴力相談支援センターにおける配偶者等からの暴力が関係する相談件数等が昨年よりも多い状況にある。「女性に対する暴力をなくす運動」を中心に、市民への社会認識の徹底、意識啓発や情報周知などの充実をはかること。併せて、被害者への支援体制を強化すること。

【市民相談・人権啓発グループ】

本市の配偶者暴力が関係する相談の内訳としては、殴る・蹴るといった直接的な暴力だけでなく、経済的・精神的暴力を訴える相談が増えています。それは、これまで被害を自覚してこなかった市民が、市の講座や啓発、マスメディアによる情報発信によって、経済的・精神的暴力の実態を理解し、暴力と認識する方が増えたことや、ＤＶ担当部署以外での相談で、配偶者暴力被害関連の研修を受講した行政職員が、潜在化したＤＶ被害を見抜くことができるようになった成果であるとの見方もできます。

本市では、被害者の支援が人事異動などによって途切れることのないよう、ＤＶ担当部署に相談専門員を配置していますが、高齢や障がい等、複合的な支援を必要とする被害者に対応するための連携を、関係部局や大阪府に図ります。

また毎年１１月の「女性に対する暴力をなくす運動」月間に、広報誌による啓発を実施していますが、今後もさらに継続して市民に対して広く配偶者暴力についての概念や相談場所などの周知を図ります。

＜継続＞

②差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ﾍｲﾄｽﾋﾟｰﾁ解消法）が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、自治体においても条例を制定するなどの対応を検討すること。

【市民相談・人権啓発グループ】

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の施行以前から、在日外国人等に対して差別や暴力を扇動するヘイトスピーチデモ等については、人権連続学習講座や人権週間事業での講演会を開催するなど、様々な機会をとらえて、市民への啓発を行い共生社会の実現に取り組んできました。法施行に伴い、より一層意識の高揚を図ることができる啓発を推進するとともに、市民の差別に関する相談については、人権担当職員が大阪府の人権相談員養成講座を受講し、相談員としてのスキルアップを図るなど、被害者に寄り添った相談に取り組みます。

条例の制定につきましては、大阪市条例の運用状況、また府条例やガイドライン作成等にむけた動向を注視し、市においても事象等発生すれば、速やかに大阪府や関係機関等と連携し対応します。

＜新規＞

③多様な価値観を認め合う社会の実現

ＬＧＢＴなどのセクシュアルマイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、ＳＯＧＩ（性的指向と性自認）に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政として意識変革啓発活

動に取り組むこと。

また、2015 年 3 月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、各自治体においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【市民相談・人権啓発グループ】

本市では、男女共同参画推進センターにおける講座や職員研修を兼ねた人権協会の人権学習等において、性の多様性をテーマにした講座を実施してきました。また、男女共同参画推進プランの見直しにあたっても、性の多様性に関する教育の推進を追加し、施策の充実を図っています。

「同性パートナーシップ条例」、誰もが利用しやすい行政施設の環境整備については、先進的に取り組んでいる自治体の事例や近隣市の動向について調査・研究を進めます。

＜継続＞

④就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことからも、連合大阪は大阪府や労働局に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について市民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【市民相談・人権啓発グループ】

本市では毎年、６月の就職差別撤廃月間に広報誌で就職差別撤廃の啓発記事を掲載するとともに、ハローワーク、大阪狭山市企業人権協議会と合同で街頭啓発を実施しています。また大阪狭山市企業人権協議会でも、年間を通して公正採用に関する研修やフィールドワークを実施し、大阪企業人権協議会やハローワークが実施する研修会への参加を呼びかけ、「人権リーダー養成講座」へは企業人権協議会加盟事業所から毎年複数人が参加しています。

「部落地名総鑑事件」への痛烈な反省から公正採用推進員制度が発足した歴史的経過からも、「部落差別解消法」施行に伴い、企業をはじめ広く住民に法律の周知を図り、より一層の差別意識の解消にむけた人権啓発に取り組みます。

5.環境・食料・消費者施策

(1)廃棄物対策と循環型社会形成の取り組みの強化

「大阪府循環型社会推進計画」の 2020 年度を目標とした廃棄物の削減量が達成されるよう、ごみ排出量の大幅削減に取り組むこと。ごみの分別回収の徹底により、廃棄物の再資源

化を進めるとともに、リサイクル製品の購入・活用促進も含め、循環型社会の形成に取り組むこと。

【生活環境グループ】

平成26年に策定した一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、市民や事業者に対してごみの分別やリサイクルを行うにあたり、市広報誌やイベントなどを通じて啓発を行ない、市民で構成する「大阪狭山市ごみ減量対策推進会議」との協働を推進し、ごみの分別やリサイクル、ごみ減量に関する各種啓発活動に取り組んでいます。また、周辺市町村と連携し、適正な事業系一般廃棄物の排出の周知、啓発に努めていきたいと考えています。

＜継続＞

(2)食品ロス削減対策のさらなる推進（★）

大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」の取り組みに基づき、具体的な削減効果が期待できる以下のような取り組みを必要な予算を配分したうえで実践すること。

①食品流通過程でのさまざまな食品ロスの発生を抑制するため、食品関連事業者と連携した具体的な抑制策を検討、実践すること。

②食品関連事業者からやむなく発生する余剰食品は、フードバンクなどの民間団体や社会福祉施設、子ども食堂を展開する組織などと連携するなどの活用策を検討し、できる限り食品を必要としている団体・組織で消費できるように取り組むこと。

③教育委員会、消費者行政関連部局と連携し、学校教育や消費者教育の中で食品ロスの課題について積極的に啓発の取り組みを実践していくこと。

④「食の都・大阪」は「食品を大切にする、食品ロスに敏感な街」であると認識してもらえるよう、観光客も含めた府民・市民に対してアピールできるようなイベントやキャンペーンを効果的に行うこと。

⑤上記の①～④の取り組みの実践報告とその成果・効果を自治体のホームページなどで公表すること。

【生活環境グループ】

本市では2014年に策定した「大阪狭山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、環境負荷の少ない地域社会の実現をめざして、ごみの減量化・再資源化を推進するとともに、市民が主体となった大阪狭山市ごみ減量対策推進会議を設置するなど、市民、事業者の皆様と協働でごみの削減に取り組みました。その結果、近年ではごみの排出量も次第に減少に転じています。

今後は、大阪府循環型社会推進計画及び大阪狭山市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画をもとに、より一層のごみの排出抑制と再資源化を図ることにより循環型社会の形成の実現をめざします。

【福祉グループ】
大阪狭山市社会福祉協議会においてフードバンクと契約を締結しているため、市に食事の緊急支援の相談があった場合には、迅速に対応ができるよう同協議会との連携体制を図っています。

【学校教育グループ】
給食の残食を減少させるために、教育委員会学校給食グループ担当者が学校ごとの給食の残食状況を分析し、各校に情報提供することで啓発を図っています。各校では、学校給食グループから提供された情報を参考にしながら、体づくりに大切な栄養の摂取や食品ロス削減の観点から、児童生徒に対して食育指導を行っています。

＜継続＞

(3)消費者教育の推進

①特殊詐欺や悪徳商法の被害低減

②学校現場や新成人（成人年齢が 18 歳に引き下げられることを踏まえた）に対する情報提供や啓発

③消費者庁の「倫理的消費」調査研究会の取りまとめが 2017 年 4 月に公表されており、倫理的な消費者行動を促す消費者教育や、雇用・労働を含む人や社会に配慮した消費行動（エシカル消費）の推進

上記 3 点の事項など、昨今の社会情勢のなかで消費者教育の重要性は増している。また、接客業従事者と消費者との健全なコミュニケーションにもとづく消費活動を促すためにも、消費者教育の果たす役割は大きい。このような社会情勢を鑑み、各自治体での消費者教育の取り組みを推進するためにも、消費者教育の推進に関する法律第 20 条 1 項に規定される「消費者教育推進地域協議会」または消費者保護審議会などの中の消費者教育推進のための専門部会を早急に設置すること。設置に当たっては、消費者団体、事業団体、教育機関、労働者団体、警察などと連携し、効果的な取り組みを実践すること。

【防災・防犯推進室】
高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止対策としては、自動通話録音装置の無償貸与や広報誌・ホームページによる注意喚起を行うとともに、黒山警察署をはじめ、地域の防犯活動団体などと連携しながら、各種イベント等による啓発活動に努めています。

【農政商工グループ】
本市消費生活センターでは、引き続き消費者被害の防止に努めていきます。また、消費者への情報提供や注意喚起については、市民を対象とするだけではなく、高齢者や障がい者、またその介添者、学校教職員を対象としたセミナーを行っていきます。

また、消費者教育推進地域協議会の設置についても他市の動向など調査・研究していきます。

6.社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

＜継続＞

(1)空き家対策の強化

倒壊のおそれのある空き家については、火災や自然災害時に被害を拡大させる危険性がある。また、いわゆる「ごみ屋敷」化している空き家などは、周辺住民にすでに悪影響を及ぼしている実態がある。各市町村での特定空家等に対する具体的な取り組みがさらに強化・促進されるよう、「空家等対策計画」を早期に策定すること。

（策定済み自治体は「空家等対策計画」にもとづき、対策を講じること。）

【都市計画グループ】

空き家対策については、２０１８年４月に空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等対策協議会を設置し、２０１８年度中での空家等対策計画の策定に向けて協議を進めており、当該計画等に基づき特定空家等に対する措置等の空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

＜継続＞

(2)「交通政策基本計画」にもとづく施策の推進

交通政策基本法制定以降、交通政策基本計画が策定され、各自治体でも総合的な交通施策の推進が求められている。大阪府では「公共交通戦略」が策定されているが、さらなる施策の推進にむけて、改正地域公共交通活性化再生法・都市再生特別措置法にもとづく「地域公共交通網形成計画」の策定など大阪府と連携した交通施策を進めること。また、地域公共交通確保維持改善事業により設置される協議会や改正地域公共交通活性化再生法にもとづき設置される協議会には、交通労働者代表、利用者や地域住民の声が反映されるように協議会参画などの対応を行うこと。

【土木グループ】

交通政策基本計画の策定により地域公共交通における国や自治体、利用者や地域住民等の責務・役割が明らかにされており、大阪府内市町村において地域公共交通会議等を開催されている自治体もございますが、本市においては、市民の安全安心を支える公共交通の機能向上のため、駅へのアクセス道路の整備や歩道の段差解消、循環バスといった交通の円滑化を図り、市民の利便性の向上を図っています。

今後、地域性の変化や高齢化への対応により、公共交通のあり方を見直す際には、大阪府や近隣市と連携し情報交換しながら、交通労働者代表、利用者および地域住民の声が反映されるよう調査・検討をします。

＜継続＞

(3)交通バリアフリーの整備促進と安全対策

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、設置に対する費用助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長を行うこと。

【土木グループ】

市内３駅のバリアフリー対策としての整備につきましては、エレベーターの設置など一定の対策は完了しています。しかし、ホームドア・可動式ホーム柵につきましては、過去に南海電鉄とも協議を行いましたが、車両の長さ、ドアの数、ドアの位置など、多種多様な車両が運行していることや、ホームの構造上の問題もあり進まないのが現状です。

また、今年９月には大阪狭山市駅の内方線設置工事が完成し、市内３駅すべてに内方線が整備されました。

今後も引き続き、南海電鉄とさまざまな安全対策について協議していきます。

＜補強＞

(4)防災・減災対策の充実・徹底（★）

自治体が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、市民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、自治体が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、継続的に行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

【防災・防犯推進室】

防災マップの配布や定期的な防災関連の市民向けの講座により啓発活動を実施するとともに、自主防災組織へ救出・救護用防災資機材の無償貸与や防災資機材・防災活動に対する補助、地域主催の防災訓練の支援をしています。また、市主催の総合防災訓練を実施し、自主防災組織や防災関係機関等も参加していただき、地域の防災力の向上に取り組んでいます。

避難行動要支援者については名簿作成に努め、平常時から自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の連携・協力により、避難行動要支援者の状況・所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自

立度、かかりつけ医等を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制を整備するように努めています。

市のホームページについては、平常時から様々な防災情報を発信するとともに、災害発生時には災害関連情報を集約しトップページに掲載するなど、市民にとって見やすくわかりやすい情報発信に努めています。

＜新規＞

(5) 地震発生時における初期初動体制について

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。

また、震災発生時においては、交通機関がマヒすることから、勤務地にこだわらず、職員が自宅の最寄りの自治体に出勤し、初期初動対応にあたるなどの柔軟さも必要であると考える。そのような対応も考慮した日常的な自治体間の連携強化を検討すること。

【防災・防犯推進室】

発災時における安否確認及び参集状況を迅速に把握し、動員計画に基づいた災害応急対策体制の確実な整備を行うことを目的として、安否確認サービスを利用した職員安否確認訓練を定期的に行い、人員体制の確保に努めています。

また、自治体間の連携については、近隣市町村と災害相互協定を締結しており、日頃から情報交換を行い、災害時に協力体制が十分発揮できるよう、連携強化を図っています。

＜新規＞

(6) 地震発生時に対する防災計画について

本年6月に発生した「大阪北部地震」での大阪府や被害が大きかった自治体の対応状況などを共有し、防災計画の検証と必要な見直しを行うこと。併せて、地震発生の時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても今回の大阪北部地震をうけて検証を行うこと。

また、災害発生時には、外国人への多言語対応が必要であり、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に、外国人観光客が利用できる避難所の設置と発災時の情報入手の方法をまとめた多言語パンフレット等を観光客に配布するなど対策を講じること。

【防災・防犯推進室】

平成30年台風第21号による本市の被災状況や、他の自治体の情報を参考にしたうえで、市地域防災計画の改訂を検討します。また、帰宅困難者対策については、事業者や関

係機関と平常時から連携し、交通機関の運行状況を情報共有するとともに、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、駅周辺の滞留者の避難における誘導対応などについての検討を行います。

外国人への多言語対応については、避難所の表示看板に英語を併記表示するなど外国人へ配慮するとともに、災害発生時には、他の支援機関と連携し被災した外国人の支援に努めます。

＜補強＞

(7)集中豪雨など風水害の被害防止対策（★）

西日本を中心に広範囲かつ豪雨により、大きな被害が発生した。これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。今回の西日本の豪雨災害をみても、災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考える。あらためて未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

【防災・防犯推進室】

河川洪水による浸水想定区域（200年に１度の降雨確率）や土砂災害（特別）警戒区域の情報を明示した防災マップを作成し被害の防止対策の啓発に努めています。

避難情報の提供については、広報誌・ホームページで周知を行い、緊急時には同報系防災行政無線、緊急速報メール、状況によっては広報車等で確実な情報伝達に努めています。

【都市計画グループ】

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する住宅の移転を促進するため、当該区域に存する住宅の移転等に伴う費用の一部を補助する制度について検討を進めます。

【下水道グループ】

雨水対策につきましては、時間雨量４７．６ｍｍを整備基準と定め、浸水被害を生じさせない対策を優先箇所から計画的に進めています。

また、気象の変化により頻発する局地的な集中豪雨等に備えるべく、予防保全として側溝・水路の清掃、ゲートの開閉点検等の水防巡視点検を実施するとともに、気象警報発令時には、参集・待機などソフト面での対策を図り、被害軽減に努めています。

＜継続＞

(8)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの市民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置など）への費用補助などの支援措置を講じること。

【防災・防犯推進室】

公共交通機関及び国土交通省等から暴力行為の防止に関する啓発活動に対する協力要請があった場合は、市広報誌等による啓発に努めます。